

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第20条第1項第2号の「免除申請基準」は、別紙のとおりです。

なお、当該規定に基づく免除申請の時期等については、毎年2月頃、当協会ホームページでご案内します。

平成20年7月17日
補償業務管理士試験委員会決定
平成21年1月27日改正

補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第20条第1項第2号及び同条第2項第2号に基づく免除の申請を行うことができるのは、公共用地取得実務経験者で次の要件の全てを満たす者とする。

- 1 公共用地取得業務に関し指導監督的実務の経験5年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
- 2 (社)日本補償コンサルタント協会が実施する補償業務管理士研修及び検定試験において研修講師又は試験委員を行った者又はこれと同等の能力を有する者
なお、研修講師、試験委員の資格は指導監督的実務に従事する者とする。

補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準取扱要領

補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準の取扱いについては、次によるものとする。

- 1 公共用地取得実務経験者とは、国、地方公共団体等にあつて、補償業務に20年以上従事した者をいう。
- 2 指導監督的実務の経験とは、補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について(平成20年10月1日付け国土用第43号)記2(4)のなお書きに定める職務の経験をいう。
* 国家公務員にあつては人事院規則9-8(初任給、昇格、昇級等の基準)別表第1に定める級別標準職務表のうちイ行政職俸給表(一)級別標準職務表に定める10級から4級までの級に相応する標準的な職務のうち管理的職務又はこれに準ずる職務に従事したことのある者をいい、地方公務員等にあつてはこれに相当する職務に従事したことのある者をいう。
- 3 試験委員とは、補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(以下「規程」という。)第5条第2項に基づき設置された試験問題作成専門委員会の委員(旧規程第5条第2項に定める試験委員を含む。)及び試験問題作成専門委員会ワーキンググループのメンバーをいう。
- 4 同等の能力を有する者とは、(社)日本補償コンサルタント協会が実施する補償業務管理士研修と同程度の内容の研修で次のいずれかに該当する研修の講師を行った者をいう。
 - (1) 国土交通大学及び(財)全国建設研修センターで実施する研修
 - (2) 補償業務管理士試験委員会が(1)と同程度の内容のものと認定した研修
* 対象となる研修名は、資格取得試験の実施案内において明示する。